

自 転 車 等 駐 車 場 の 設 置

さいたま市において建築物を建築する場合、次の「さいたま市自転車等駐車場の設置基準」により自転車等駐車場の設置について、協議します。

また、近隣商業地域及び商業地域並びに自転車等放置禁止区域内に建築する集客施設については、「さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例」が適用されます。

さいたま市自転車等駐車場の設置基準

(目的)

第1条 この基準は、さいたま市において建築物を建築する場合の自転車施設の確保に関する設置基準(以下「基準」という。)を定め、都市の環境の維持及び確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物 さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例(平成13年条例第266号)第2条第2項第1号に規定する建築物をいう。
- (2) ワンルーム形式 さいたま市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する指導基準に該当するものをいう。
- (3) 店舗等 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供するものをいう。
- (4) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車または同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (5) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(適用の範囲)

第3条 この基準は、次に掲げる場合について適用する。

- (1) さいたま市開発行為の手続に関する条例(平成20年条例第54号)に規定される適用の範囲に該当する場合
- (2) 中高層建築物を建築しようとする場合

(自転車等駐車場の設置基準)

施設の用途	自転車等駐車場の設置基準
共同住宅、長屋住宅	全住宅ごとに1.5台以上の割合で算出した台数を収容することができるもの。
ワンルーム形式、寄宿舍	1戸に1台、1室ごとに1台の割合で算出した台数を収容することができるもの。
集客施設	店舗、遊戯施設その他の集客施設で、駐車台数が多量に見込まれる建築物については、協議により設置するものとする。
事務所等	適正な規模の台数を確保する。

備考 上記に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模が1台に満たない場合は、その端数を切り捨てる。

(駐車施設)

第4条 設置される自転車等駐車場の駐車施設の規模は、自転車1台につき概ね1平方メートル以上とする。ただし、特殊な装置を用いる自転車等駐車場で効率的な駐車ができるものについては、規模を緩和することができる。

(その他)

第5条 この設置基準に定めのない事項または、設置基準に疑義が生じた場合は、その都度協議を行い決定するものとする。